

児童福祉施設等職員向け

新型コロナウイルス感染症

定期検査事業 実施要領

盛岡市子ども未来部子ども青少年課・子育てあんしん課

1 事業の概要

市中において、新型コロナウイルス感染症に感染し感染経路が不明な方が持続的に増えている状況になるなど感染リスクが高くなった場合に、児童福祉施設等においては、教育・保育を実施する中で子どもと密接に関わる場面が避けられないことから、早期に陽性者を発見し、施設内での感染拡大を防ぐことを目的として、施設職員に対し、定期的なPCR検査を実施します。

2 検査実施対象

対象となる事業所

盛岡市に所在する以下の施設を対象とします。

- 保育所 ■ 認定こども園 ■ 地域型保育事業所 ■ 幼稚園 ■ 認可外保育施設
- 病児保育施設 ■ 放課後児童クラブ ■ 児童センター・児童館
- 児童養護施設 ■ 児童心理治療施設 ■ 乳児院

※ 上記のほか、この検査事業では市内の高齢者福祉施設が検査の対象となります。

(実施要領は別に定めてあります)

対象となる職員

上記の対象施設に勤務している職員（次の①又は②に当てはまる者。）

① 施設を利用する子どもと直接接する職員（保育士等）

② 職務において、①の職員と職場内で接する職員（事務職員等）

※ 対象施設内や隣接施設などで他の事業と兼務している職員であっても、対象施設における職務の状況が上記①又は②に当てはまる場合は、検査の対象者に含めて差し支えありません。

※ 保育実習生や派遣会社の職員など施設職員以外の者についても、上記①又は②に当てはまる場合は検査の対象者に含めて差し支えありません。ただし、実習元の施設や派遣元の事業者などの同意も必要になる可能性がありますので、確認の上で対象者としていただくようお願いします。

3 検査の内容

新型コロナウイルス感染症の感染が特定できる検査を行うこととし、原則としてPCR検査（個別検査又はプール検査法）にて実施する予定です。

検査の期間・周期

●実施の条件

当面、令和4年1月から3月の間において、盛岡市内における感染拡大が継続していると市が判断した場合

●実施周期（検査回数）

1施設（職員1人）につき、おおむね1～2週間に1回程度の検査を、感染の拡大が収束していると市が判断するまで継続します。

●実施日

高齢者福祉施設等も含めた市内の対象施設を所在地により5～6つ程度に分けた実施グループを設定し、グループ単位で検査日を市が指定します。検査日時について施設の希望に沿うことはできませんので予めご了承ください。

費用

検査に要する費用は盛岡市が負担します。各施設に費用負担を求めることはありません。ただし、検査実施の際に、各施設から検査機関に提出が必要となる検体情報等の帳票については、市から後日送付するひな形を各施設で印刷し御用意いただくようご協力をお願いします。

4 申込方法及び検査結果の取り扱い

事前に本事業の実施に関して、次の事項を調査させていただきます。

- ① 本事業への参加についての意向確認（法人（施設）として本事業の実施に同意をいただけるか）
- ② ①で同意する場合、連絡先や施設職員の人数

調査で本事業の実施に同意いただいた施設は、検査結果を市及び勤務先の法人が把握することについて職員等の意向を確認いただきます（市指定様式の同意書を提出いただきます）。

検査は同意が得られた方を対象に実施します。

5 検査開始前の流れ（事前の準備）

事業参加申込
検体所要数報告

本事業への参加に関する意向確認調査に御回答ください。

検体所要数（検査対象とする職員の人数）を市に報告します。
職員の採用や退職など検査対象者に異動があった場合等も検体所要数の報告をします。

同意書の記入

本事業の対象となり得る職員等のうち検査実施に同意する方に同意書の記入を依頼してください。（記入済みの同意書は施設で保管します。）
（すでに同意済の職員の方は、改めての記入は不要です）

検査開始通知

検査事業を開始する際は、市から所定の情報をお知らせします。
市から送信する「検体回収情報表」に必要な情報を入力します。

6 検査開始後の流れ

検査キット配布

検査キット（検体採取容器）を配布します。

指定する場所にて直接受け取っていただく場合と、施設へ直接配送される場合があります。（方法は実施時にお知らせします。）

検体採取

各施設において、検査対象の職員の方自身で唾液を採取していただきます。唾液を容器に吐き出す方法で、数分で完了します。

採取は原則として検体回収日の前日をお願いいたします。施設内で採取していただくことを想定しています。

検体提出

採取した検体をまとめて提出していただきます。

検査機関の職員が各施設をまわり、直接集荷します。

検査結果通知

検査結果が判明次第、市から事業者へ結果をお知らせします。

陽性者判明時には、施設にて検査実施の情報を基に対象者を特定し、本人から保健所へ連絡して指示に従っていただくこととなります。

7 検査における注意事項及び同意事項について

本事業による検査の対象とならない場合について

保健所等が行政検査を実施することとなった次の期間は、検査の重複を避けるため検査実施対象に該当する事業所及び職員等であっても、本検査事業では検査を実施できません。

■ 職員が検査事業の対象から外れる期間

- ・ 自身の症状から医療機関で PCR 検査を受け陽性が判明し、経過観察が終了するまでの期間。
- ・ 他の陽性者との接触者等であったことにより保健所の指示で行政検査を受け、経過観察が終了するまでの期間。

検査に当たり対象施設の運営法人に同意いただく事項

- 1 検査実施前までに、必ず検査対象となる職員本人から検査実施にかかる同意を得ること。同意を得られない職員は検査対象に含めることができないこと。
- 2 児童福祉施設等に勤務実態がない者（例：法人役員で施設等に勤務していない者、職員の家族等）は、盛岡市子ども未来部子ども青少年課及び子育てあんしん課（以下「担当課」という。）から別途指示が無い場合は、検査対象に含めることができないこと。担当課からの指示が無く検査対象者以外を対象として含めていたことが判明した場合は、検査費用の全額を施設において負担していただく場合があること。
- 3 検査の結果、新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合は、施設は速やかに該当の職員を特定し、陽性判明本人にその旨を伝達するとともに、盛岡市保健所へ連絡するよう、当該職員に促すこと。併せて担当課へ連絡すること。
- 4 検査結果は、担当課と貴法人において、検体を識別する符号との組み合わせ情報として共有すること。なお、担当課は受検者の氏名と検査結果を紐づけて特定できる情報は保有しません。
- 5 市が本事業の実施状況を実施施設数並びに検査実施件数等について、対象施設等を特定しない統計的な情報として公表すること。

検査に当たり職員等の方に理解・同意をいただく事項

- 1 岩手県及び盛岡市内において新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、感染拡大の防止に努めるとともに、社会経済活動並びに児童福祉施設における事業を維持・継続していく必要があります。
- 2 児童福祉施設等においては教育・保育の中で子どもを密接に関わるなど感染のリスクが避けられない場面があります。
- 3 盛岡市新型コロナウイルス感染症定期検査事業による検査は、児童福祉施設等での感染発生・拡大を未然に防ぐことで、施設利用者及び職員への感染拡大を防止することを目的とするものです。
- 4 陽性が判明した場合は、盛岡市保健所等へ速やかに連絡・相談を行っていただくとともに、検査結果が陰性であった場合においても、児童福祉施設等における感染拡大を防止するため、自身における感染防止対策を継続して実施することについて、御協力をお願いします。
- 5 検査結果は取扱いを慎重にすべき、重要な個人情報であり、本来は対象者本人に対して直接お伝えすべきものでありますが、本事業による検査の目的をご理解の上、担当課及び勤務する児童福祉施設等の運営法人において、検査結果が共有されることに同意いただきますようお願いいたします。
- 6 担当課において、検査結果に関する情報は検体を識別する符号と検査結果のみを保有し、事業運営上最小限度の情報を管理します。また、検査結果に基づく検査実施件数等を統計的な情報として公開することについて、同意いただきますようお願いいたします。

8 感染防止対策は継続が必要です

本事業は、市中の感染が拡大している時期に、新型コロナウイルスに感染した方を早期に発見し必要な検査等につなげることで、施設内での感染拡大を防止することが目的です。この検査には、新型コロナウイルスへの感染そのものを防ぐ効果はありません。

これまでと同様に、日々の健康状態のチェック、手洗いや3密の回避、咳エチケットやマスクの着用など、基本的な感染対策の徹底に引き続き努めていただきますよう、お願いいたします。

【感染防止対策 参考情報】

■新型コロナウイルス感染症について | 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

■保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報 | 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

■放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス対応関連情報 | 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09871.html

■新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について | 文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

■保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版 2021年8月一部改訂） | 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/000859676.pdf>

■保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック第3版（2021.6） | 全国保育園保健師看護師連絡会

https://www.hoiku-kango.jp/index.php/corona_topics/

■新型コロナウイルス関連情報 | 日本小児科学会

https://www.jpeds.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=333

■岩手県新型コロナウイルス感染症関連情報 | 岩手県

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyuu/iryuu/covid19/index.html>

■新型コロナウイルス感染症に関する情報 | 盛岡市

<https://www.city.morioka.iwate.jp/corona/index.html>



担当/問い合わせ先

保育所・認定こども園・地域型保育事業所・幼稚園・認可外保育施設、病児保育施設

盛岡市 子ども未来部 子育てあんしん課 育成係

〒020-8882 盛岡市神明町3番29号 電話:019-613-8347(直通) 電子メール:kosodateansin@city.morioka.iwate.jp

児童センター・児童館、放課後児童クラブ

盛岡市 子ども未来部 子ども青少年課 企画係

〒020-8882 盛岡市神明町3番29号 電話:019-613-8356(直通) 電子メール:kodomo@city.morioka.iwate.jp